

裁 決 書

審査請求人

横浜市栄区庄戸 3-25-7

比留間 哲 生

横浜市栄区桂台西 2-16-25

長谷川 誠 二

横浜市栄区公田町 774-5-28-4

柴 田 哲 夫

横浜市栄区庄戸 3-13-23

永 田 親 義

上記審査請求人から平成25年2月22日付けで提起された審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを却下する。

不服の要旨

平成24年12月26日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)における国道468号 首都圏中央連絡自動車道(金沢～戸塚)(以下「横浜環状南線」という。)の事業の再評価の審議について、横浜環状南線沿線は軟弱地盤地帯であり、さらに大地震発生の確率が高い地域であるにも関わらず、委員会が地質学と地震学の専門家の意見を一切聞かないまま同事業の継続を決定したのは、再評価に関する法律に違反するものであり、今回の処分を取消し、地質学と地震学の専門家を含めて改めて厳正且つ科学的な審議を行うことを求める。

理 由

1. 審査請求の対象となる「処分」について

行政不服審査法第1条第1項では、不服申立制度について『この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。』とし、法第2条第1項

では、『この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（以下「事実行為」という。）が含まれるものとする。』と定めている。

そして、判例では、「行政不服審査法が行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に対して不服申立を認めているのは、この種行為が国民の権利義務に直接関係し、その違法又は不当な行為によつて国民の法律上の利益に影響を与えることがあるという理由に基づくものである。従つて、行政庁の行為であつても、性質上右のような法的効果を有しない行為は、行政不服審査の対象となり得ないと解すべきである。」（最高裁判所昭和43年4月18日判決）と判示されている。

2. 本件審査請求について

本件審査請求において審査請求人は、委員会が横浜環状南線を事業継続としたことを「処分」としている。

ところで、国土交通省においては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の一環として、国土交通省が所管する直轄事業等の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業を対象とし、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業採択後、長期間が経過している事業等の再評価を行っている。

そして、具体的な再評価の実施手順等については、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」により定められており、その中で、再評価の実施主体の諮問機関として設置された事業評価監視委員会が、再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとされている。

したがって、審査請求人のいう処分とは、関東地方整備局長に対する委員会の意見の表明であつて、国民の権利義務に直接関係するものではなく、国民の法律上の利益に影響を与えるといった法的効果を有する行為とはいえない。

よつて、主文のとおり裁決する。

平成25年4月26日

国土交通大臣
太田 昭 宏

